○国土交通省告示第五百四十三号

独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）第十三条第二項及び第三項（同令附則第十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十六年国土交通省告示第七百七十二号（独立行政法人都市再生機構法施行令の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構法の規定による支払金の支払期間、据置期間及び利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年五月十一日

国土交通大臣　前田　武志

本則の表利率欄中「一・一パーセント」を「一・二パーセント」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、独立行政法人都市再生機構がこの告示の施行の日以降に締結する独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号。以下「法」という。）第二十二条第四項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第百一条の十五第一項及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十二条第二項において準用する場合を含む。）及び法附則第二十二条第二項の規定による支払金に係る契約（以下単に「契約」という。）から適用し、独立行政法人都市再生機構が同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

○環境省告示第八十二号

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第七条の規定に基づき、平成二十二年度の我が国における温室効果ガスの排出量を算定したので、同条及び地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則（平成十一年総理府令第三十一号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年五月十一日

環境大臣　細野　豪志

一　二酸化炭素　十一億九千二百万トン
二　メタン　二千四十万トン
三　一酸化二窒素　二千二百十万トン
四　ハイドロフルオロカーボン（地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号。以下「令」という。）第一条各号に掲げるものをいう。）　千八百三十万トン
五　パーフルオロカーボン（令第二条各号に掲げるものをいう。）　三百四十万トン
六　六ふっ化硫黄　百九十万トン
七　前各号に掲げる量の合計量　十二億五千八百万トン

（備考）

1　第一号から第六号までに掲げる量は、温室効果ガスである物質ごとの排出量に当該物質の地球温暖化係数を乗じて得た量である。

2　第一号から第六号までに掲げる量は、入手可能な最良の科学上の知見を考慮に入れて算定するため、必要があるときは、再計算するものとする。

○防衛省告示第百二十二号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十四年五月十一日

防衛大臣　田中　直紀

日時　平成二十四年五月十五日（予備、同月十六日及び同月十七日）の〇六〇〇から二〇〇〇まで

区域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒
(イ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二八度〇六分一四秒
(ウ)　北緯二七度〇九分五二秒　東経一二九度〇六分一四秒
(エ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒

実施艦等　自衛艦十隻、航空機一機

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百二十三号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十四年五月十一日

防衛大臣　田中　直紀

日時　平成二十四年五月十五日（予備、同月十六日及び同月十七日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　沖縄島南東方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(キ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二五度四一分一五秒　東経一二五度五一分五三秒
(イ)　北緯二五度四〇分五二秒　東経一二六度〇一分一五秒
(ウ)　北緯二五度四一分一五秒　東経一二六度〇一分一五秒
(エ)　北緯二五度四〇分五二秒　東経一二六度〇一分一五秒
(オ)　北緯二五度四一分一五秒　東経一二六度〇一分一五秒
(カ)　北緯二五度四〇分五二秒　東経一二六度〇一分一五秒
(キ)　北緯二五度四一分一五秒　東経一二六度〇一分一五秒

実施艦等　自衛艦十隻、航空機一機

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百二十四号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十四年五月十一日

防衛大臣　田中　直紀

日時　平成二十四年五月十五日（予備、同月十六日及び同月十七日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　沖縄島南東方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二四度二三分一五秒　東経一三〇度四七分五二秒
(イ)　北緯二五度二六分一五秒　東経一三一度四一分五二秒
(ウ)　北緯二五度一三分一五秒　東経一三二度三〇分五二秒
(エ)　北緯二四度〇〇分一六秒　東経一三二度五九分五二秒
(オ)　北緯二四度〇〇分一五秒　東経一三一度二二分三八秒
(カ)　北緯二四度〇七分三三秒　東経一三一度一〇分二五秒

実施艦等　自衛艦十隻、航空機一機

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百二十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年五月十一日

防衛大臣　田中　直紀

日時　平成二十四年五月十五日（予備、同月十六日から同月十七日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三三度五九分五一秒
(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度三七分五一秒
(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦等　自衛艦九隻、航空機一機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百二十六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年五月十一日

防衛大臣　田中　直紀

日時　平成二十四年五月十七日（予備、同月十八日及び同月十九日）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四七分一二秒　北緯三二度二〇分一二秒
(イ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒
(ウ)　東経一二八度四五分五二秒　東経一二九度〇九分五二秒
(エ)　東経一二九度〇九分五二秒　北緯三一度四七分一二秒